

福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市街頭防犯カメラ補助事業によって設置、管理する街頭防犯カメラのプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）

不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影範囲とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるもの

(2) 設置者 防犯カメラを設置し、管理を行う者

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮すること。

(2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。

(3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置については、当該設置場所の所有者の同意（設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の許可）を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第5条 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。

(2) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者を指定すること。

(3) 防犯カメラにより撮影された画像（以下、「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下、「記録媒体」という。）の適正な管理を行うこと。

(4) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情や事故があった際は、速やかに対応、処理すること。

(5) 設置場所の所有者等の事情により、撤去等の必要が生じた際は、設置に伴う許可等の条件を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。なお、撤去後速やかに市長に届出をしなければならない。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第6条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行わなければならない。

3 防犯カメラ及び画像記録装置については、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）以外の者が操作をしてはならない。

4 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに市長に届出をしなければならない。

(画像及び記録媒体)

第7条 画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の保存期間は30日間を超えないこと。

(2) 保存期間を経過した際は、速やかに消去すること。

(3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外が行わないこと。

(画像提供の制限)

第8条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、管理運用責任者等は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

(1) 法令に基づく照会があった場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 前項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかななければならない。

(1) 提供日時

(2) 利用目的

(3) 提供先

(4) 提供する画像の範囲

(管理運用規程の策定)

第9条 防犯カメラの設置者は、本要綱の内容に基づき、次に掲げる事項を規定した街頭防犯カメラ管理運用規程を策定しなければならない。

(1) 目的

(2) 設置場所及び撮影範囲

(3) 設置者

(4) 管理及び運用

(5) 管理運用責任者及び操作取扱者

(6) 画像の保存期間、消去

(7) 画像提供の制限

(報告及び是正措置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの設置者に対し、防犯カメラの管理及

び運用について報告を求めることができる。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要綱の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用については「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

文字色	黒
背景色	黄緑

